

アジア・東南アジア各国で多様に受容され、現地のジェンダー・セクシュアリティにも影響を及ぼすことを主張する。本書の秀逸な点としては、このような「BLの可能性」を各国の事例とともに追求する豊富な情報量だ。政治・社会背景の異なる6つの国と地域が対象となっており、新しい章を迎えるごとに「この国ではどんなことが起きているのだろうか？」という高揚感を味わえる。

あえて、本書の問題点を指摘するならば、セクシュアリティの問題からLGBT(Q)の議論につなげることが、BLとは何かという議論を自然と排除していることが挙げられる。例えば、インドネシアのBLファンが宗教上の信条とBLへの関心との間で葛藤しながらも読み続けるのはなぜか、という疑問が残る。

つまり、本書は各国の多様な研究を並列しながらもBL研究＝クィア研究の構図を一貫させるだけで、BL読者や生産者、また当該社会にとってBLとはなにかという本質的な問いに踏み込めていない。BL読者や生産者のすべてがBLを読むことで自身のジェンダー・セクシュアリティと向き合うわけではないだろうし、「娯楽」としてのBLの可能性も探る余地があるのではないか。したがって筆者は、BLをマイノリティや政治の問題に昇華するだけでなく、BLの「個人的で政治的でないもの」にも着目することでさらに多彩な研究分野になるのではないかと考える。

以上、外在的な批判を試みたが、本書がBLとジェンダー・セクシュアリティ問題を考える上で多くのサンプルを提示する良書であることに変わりはない。特に日本、中国、タイの例で示されたように、BLが既存のジェンダー・セクシュアリティ問題に切り込む側面を持つ一方で、韓国の例に顕著のようにBL自体がジェンダー・セクシュアリティ問題の視点から批判される場合もある。この共闘関係・緊張関係(p.291)を各国の事例で鮮やかに綴った点が、本書の最大の魅力である。本書が、BL愛読者ではない筆者にその魅力を提示し疑問を抱かせたように、ジェンダー・セクシュアリティ研究の分野を超えて多くの人々にBL世界の門戸を開く一冊として読まれることを願う。

(依田ひかり・京都大学大学院アジア・アフリカ

地域研究研究科博士前期課程)

外山文子、『タイ民主化と憲法改革——立憲主義は民主主義を救ったか』京都大学学術出版会、2020、xii+379p.

「立憲主義」や「法の支配」は民主化を定着させるのだろうか。著者は、タイにおいて1990年代以降に広まった立憲主義や法の支配という概念は1997年憲法と2007年憲法を生み出したものの、それは司法による民選政権打倒などの原因になっており、結果的には、民主主義の質の向上を求めた憲法改革が選挙による政権交代という民主主義の最も基本的な制度的条件を損なうことになったと主張し、憲法と民主化の関係について次の3点を論じている。

①タイで立憲主義による政治改革に着手した契機は何か。

②タイの立憲主義にはどのような特徴があるのか。

③タイの立憲主義に基づく二つの憲法は民主化に対してどのような影響を与えたのか。

①については第1部の第1章と第2章、②については第2部と第3部の第3章から第7章、③については終章でそれぞれ論じている。

第1部の第1章で、まず政治改革の着手に至った背景には、1990年代の憲法改正をめぐる争点、選挙の洗礼を受けていない非民選首相の禁止という制度的民主化から、政治家の汚職や選挙の際の「票買い」といった「政治の浄化」に変化したことがあるという。そして1990年代の知識人らの政治改革運動を背景に制定された1997年憲法も、2006年クーデタを実行した軍の影響下で制定された2007年憲法も、執政権の強さおよび上院に関する規定に相違点が見られるものの、むしろ共通点の方が多く、政治家の汚職取締りに重点を置く基本構造は非常に似通っていると論じている。第2章では、憲法起草委員会メンバーなどへのインタビューを含む憲法起草関係資料などの子細な検証から、タイで立憲主義を導入する契機になったのは、汚職の噂が絶えない民選首相に対する不信任

が強かったことや軍と抗議デモが衝突した1992年5月流血事件のような政治危機に際して裁判所や独立機関が対処することを期待したことがあったという。憲法起草委員のなかには司法権が強化されすぎたり、憲法裁判所が政治問題を扱ったりすることの危険性を憂慮する意見もあったものの、主要な起草委員は高度に争いのある政治的案件をめぐって大規模化、長期化した大衆デモが流血事件に発展することがないように最高裁判所や憲法裁判所に判断を一任することを期待したため、司法の権力を強化しすぎることになったと論じている。

第2部の第3章と第4章は、憲法改革によるタイ立憲主義が執政権および立法権に及ぼした影響を分析している。第3章で、タイ憲法における「国の基本政策方針」の規定を取り上げ、1997年憲法を契機にかかる規定が内閣の政策および立法を直接的に拘束するものに変化し、2007年憲法ではその傾向に拍車がかかったという。その結果、「国の基本政策方針」を中心とした規定が執政権を事細かく拘束し、立法権をも拘束するものとなったと論じている。この点、他国の憲法と比較しても、タイ憲法による制度設計は、国民代表である国会や内閣に対する尊重が薄く、司法権が非常に強い仕組みになっているという。憲法によって国家権力を統制しようとする立憲主義は、タイ憲法では欧米型の立憲主義とは異なり、有権者の審査からまったく自由な司法権が、直接ないし間接の国民代表を担う立法権と執政権を統制しうる制度設計になっており、ひいては多数決主義を否定し、民意の否定にもつながると論じている。

第4章では選挙制度改革を取り上げ、1997年憲法も2007年憲法も、従来の憲法には存在しなかった政党の解党に関する厳しい規定が導入され、政党が解党されやすくなり、選挙違反では政党の党首をはじめとする幹部の責任を拡大する方向に進み、立候補資格の取り消し、選挙権剥奪、再選挙の実施などが頻発するようになったという。結果、選挙制度改革は、安定政権の樹立や選挙汚職取締りという本来の目的を超えており、究極的には、選挙を通じて立法権を選択する有権者の権利に対する抑圧とも解釈できると論じている。

第3部の第5章から第7章では、政治家の汚職取締りのために非民選権力である裁判所、独立機関、上院（任命議員）が相互に密接に繋がっており、上院または独立機関が起訴し憲法裁判所が判決を下すという3者の連携が構築されていることを明らかにしている。まず第5章で、1997年憲法を境に政治家の汚職に関する法的定義が大幅且つ急激に拡大し、その結果新たに汚職と認定される事案が増加し、汚職批判に一層拍車がかかるという相乗効果が生まれているという。さらに汚職の存在を立証することなく資産負債虚偽報告という「汚職の可能性」によって政治家を厳しく裁くことは、民主主義の発展と政治家の汚職取締りとの間のバランスを著しく欠いたものであるという。第6章では、憲法裁判所と憲法に基づく独立機関である選挙委員会と国家汚職防止取締委員会が司法過程における捜査、起訴、判決という一連の手続きを分担することにより、連携して政治家の汚職取締りを行うようになったことを明らかにしている。しかし、主要野党が選挙ボイコットした2006年4月の総選挙の混乱に際してプーミポン国王が裁判所による介入を求めたことを受けて、憲法裁判所が総選挙の無効判決を下してからは、憲法裁判所や独立機関の裁定は公正性を欠くようになり、タックシン政権の与党であったタイ愛国党の解党判決をはじめとしてタックシン派政権を取り除くために独立機関と裁判所が動くようになったと論じている。結果、法の支配が「法による独裁」という議会制民主主義を破壊しかねない状況に陥っていると主張している。第7章では1997年憲法により民選化されていた上院が2007年憲法により「半民選・半任命制」に再度変更されたことを検証した結果、上院は「憲法の護衛者」という新たな使命を与えられ、裁判所、独立機関、上院（任命議員）の3者の連携には、憲法改正を阻止することも可能な構造が埋め込まれていると論じている。

終章において、1990年代に導入されたタイの立憲主義は、民主化の深化を大義名分とした、民主主義に対する恣意的統制の試みに他ならず、依然として民主化移行期に位置するタイにおいて軍・官僚などの旧政治勢力の復権のための、現代的手段として生み出された装置なのではないかと論じ

ている。なお、エピローグとして2014年クーデタを経て新たに起草された2017年憲法を取り上げ、本書のまとめとして、「タイで1990年代に立憲主義が導入された契機は、民衆の政治への目覚めと、そのパワーに対する恐怖であった。そのパワーをどのように民主化に向けて、正しく適切に集約し行使していくかが最大の課題なのかもしれない」(p. 343)とタイ民主化の将来を展望している。

タイ民主化と憲法改革との関係を明らかにした本書の意義は、第一に新興民主主義国における立憲主義の導入と政治の司法化という現象を解釈するための有益な事例研究となったことである。著者の分析を踏まえれば、タイ政治の司法化が進んだのは、ハーシュルの政治権力を失うことを懸念するエリートの利害から説明する「覇権維持理論」に当てはまるだろう〔玉田2017: 9-10, 35; 岡部2016: 169-170〕。著者は、憲法改革の制度設計とその運用を詳細に検証し、旧政治勢力が権力を温存するために、大衆による民主政治の「恐怖」を立憲主義によって統制してきたことを明らかにしている。

第二に、立憲主義と民主主義の関係を、タイの事例から解き明かしたことである。著者は本書のプロローグに「民主主義への不信感民主主義の限界なのか?」という副題を付しているが、確かにタイの事例は民主主義への不信感が立憲主義の背景となり、導入した立憲主義が民主化を後退させている。しかし、タイの立憲主義が政治に目覚めた民衆のパワーを基礎とする民主主義を抑制しているのであれば、タイの立憲主義には民主主義への不信感を解消し、どのように民主主義との調和を図っていくかという課題が求められているだろう。

第三に、1997年憲法制定以降、2006年クーデタ、タックシン政権党であったタイ愛国党の解党判決、2007年憲法制定、大規模デモの発生、タックシン派政権の崩壊、2014年クーデタというタイ政治の混迷には、政治改革運動に始まる立憲主義が旧政治勢力の復権のためにタックシン政権や後継のタックシン派政権を統制する手段となっていることが背景にあると明らかにしたことである。特に2007年にタックシン政権党・タイ愛国党の解党判決以降、タックシン派勢力に対して憲法裁判所の

有罪判決(サマック首相利益相反裁判、人民の力党解党裁判など)が頻繁に下されるという政治の司法化が進むなかで、政治の混迷が生じている。

最後に、タイ政治における国王の役割について触れておきたい。タイにおいて裁判所の役割が高まった契機は、2006年の総選挙を巡る混乱に対してプーミボン国王が裁判官の宣誓式において裁判所が積極的な役割を果たすように指示を出したことが原因だとする見方が一般的である。しかし、著者は「そうした理解は少々近視眼的であり、タイの民主化過程における憲法の役割を捉え損ねているように思われる」(p. 149)と述べ、2006年の裁判官に対するお言葉は問題解決の指示にとどまっていると捉えている。そして1970年代初め以来政治危機に際して果たしていたプーミボン国王の調停能力は変化しており、1992年5月流血事件の際には既に直接的に政治介入することが困難になりつつあったため、危機意識をもった軍・官僚・保守的エリートの旧政治勢力が憲法裁判所や独立機関に国王が果たしていた政治危機に際しての調停機能の役割をもたせるように憲法改革を進めたと論じている。つまり、タイ政治の司法化の一つの側面は国王による政治危機への介入・調停機能の低下に対する対応ということになる。著者は、「国王をタイ政治のバランサーとして捉えるか否かについては、長期的な時間軸での研究が必要であろう。今後の課題としたい」(p. 318)としているが、タイ政治の司法化を活発化させた要因が国王の調停能力の低下にあるのであれば、政治の司法化を巡るタイの政治の混迷は、民主化過程における旧政治勢力と新政治勢力の対立にとどまらず、民主主義と王制をどのように調和させるのか、憲法に規定する「国王を元首とする民主主義」のあり方を巡る混迷という側面を持つものといえるかもしれない。

(加藤和英・九州国際大学名誉教授)

参考文献

- 川村晃一. 2012. 「司法制度」『東南アジアの比較政治学』中村正志(編), 77-102ページ所収.
千葉: アジア経済研究所.
岡部恭宜. 2016. 「新興民主主義国における執政府

の抑制——司法府と独立国家機関』『執政制度の比較政治学』（日本比較政治学会年報、第18号）日本比較政治学会（編）、157-179ページ所収。京都：ミネルヴァ書房。

玉田芳史（編著）、2017.『政治の司法化と民主化』京都：晃洋書房。

玉田芳史；船津鶴代（編）、2008.『タイ政治・行政の改革 1991-2006年』千葉：アジア経済研究所。

宮脇聡史、『フィリピン・カトリック教会の政治関与——国民を監督する「公共宗教」』大阪大学出版会、2019、iv+345p.

1980年を境にして、宗教は世界各地で「私的空間」から飛び出し、政治へ介入し始めた。ホメイニによるイラン革命、カトリック教会が後押ししたポーランドの「連帯」やニカラグアのサンディニスタ民族解放戦線、アメリカ合衆国におけるキリスト教原理主義の再興などが例として挙げられよう。近代化や世俗化が進むほど宗教の政治的役割が減退すると考えた多くの近代化論者たちにとって、逆説的な現象が当時起きていた。ホセ・カサノヴァに代表される「公共宗教」論は、民主化や解放運動といった出来事に宗教が果たした政治的役割に注目してきた[Casanova 1994]。

本書が事例として取り上げるフィリピンにおいても、1986年のピープル・パワーという出来事（フェルディナンド・マルコス独裁政権打倒）を、カトリック教会が全面的に支持したことは広く知られている。とはいえ「公共宗教」を論じた先行研究に対し、本書の最大の特徴としてまず指摘すべきポイントは、民主化という出来事そのものよりも、ピープル・パワー以降のフィリピン市民社会において、カトリック教会が、政治（国家レベルからNGOレベルにいたる）への関与を制度化、恒常化してきたと主張していることである（p.20）。著者である宮脇は、フィリピン・カトリック司教協議会調査局やマニラ大司教区調査開発局が刊行した膨大な一次資料を渉猟しながら、1980年から2000年までの約20年におけるフィリピン・カト

リック教会が担った政治、社会との関わりを解き明かしている。

本書の章立ては以下である。

- 第1章 「公共宗教」は政治にどう関わるか——フィリピン・カトリック教会の国民論と教会論をつなぐ
- 第2章 カトリック教会の政治関与・動員形成過程
- 第3章 政治・社会司牧の制度と主流教説の確立
- 第4章 要理教育刷新の展開
- 第5章 教会刷新ビジョンとフィリピン社会
- 第6章 矛盾の露呈
- 第7章 「公共宗教」の模索

イントロダクションにあたる第1章「『公共宗教』は政治にどう関わるか」では、本書の議論の中心を占めるフィリピン・カトリック司教協議会（Catholic Bishop's Conference of the Philippines: CBCP）の概要、扱う資料、ならびに著者の立場やアプローチが丁寧に紹介されている。とりわけ注意したいのは、神学に基づく政治社会理解に対して著者が批判的な姿勢を示していることである。「神学に基づく政治社会理解においては、教会が分析主体、政治社会は分析対象とされてしまいやすい」（p.10）。この問題を回避するために宮脇が取ったアプローチは、フィリピン社会や政治、さらには人々と教会との関わりを包括的、多角的に扱うことができる地域研究であると述べる。

第2章「カトリック教会の政治関与・動員形成過程」では、スペインならびにアメリカ植民地時代まで遡りつつ、現代にいたるまでのカトリック教会と民衆の関係史が論じられている。とりわけカトリック教会が世界中の政治改革に大きく関与する画期となった第2バチカン公会議（1962-65年）以降の歴史に焦点が当てられており、マルコス戒厳令期からピープル・パワーを経た民主化以降における教会と政治の緊張関係が、時系列に整理されている。

第3章「政治・社会司牧の制度と主流教説の確立」では、本書の主な研究対象であるCBCPが、